



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

## ○ 規則

- \*22 職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- \*23 和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則 (福祉保健総務課)..... 4
- \*24 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (会計課)..... 4
- \*25 和歌山県証紙規則の一部を改正する規則 ( " )..... 5
- \*26 和歌山県財務規則の一部を改正する規則 ( " )..... 6

## 規 則

### 和歌山県規則第22号

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

職員の被服等の貸与に関する規則の一部を改正する規則

職員の被服等の貸与に関する規則 (昭和39年和歌山県規則第99号) の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項中

作業服	1	24
安全靴	1	24

を

作業服 (夏)	1	24
作業服 (冬)	1	24
安全靴	1	24

に改め、同表31の項

を削り、同表30の項中

作業服	2	24	実情に応じて、地下足袋又はズック靴のいずれか一方を貸与する。
地下足袋	1	12	
安全靴	1	36	
ズック靴	1	12	

を

作業服	2	24
地下足袋	1	12
安全靴	1	36
ズック靴	1	12
ゴム長靴	1	12

実情に応じて、地下足袋、ズック靴又はゴム長靴のいずれか一つを貸与する。

に改め、同項を同表31の項とし、同表29の項を同表30の項とし、同表28の項中

立木又は苗木の調査及び現場監督等の業務に従事する職員

作業服  
地下足袋

1 24  
1 12

を

立木又は苗木の調査測量、現場監督等のする職員

及び調査、業務に従事

作業服  
地下足袋  
ゴム長靴

1 24  
1 12  
1 12

実情に応じて、地下足袋又はゴム長靴のいずれか一方を貸与する。

に改め、同項を同表29の項とし、同表27の項を同表

28の項とし、同表22の項から26の項までを1項ずつ繰り下げ、同表21の項中

作業服	1	24
安全靴	1	36

を

作業服 (夏)	1	24
作業服 (冬)	1	24
安全靴	1	36

に改め、同項を同表22の項とし、同表20の項を同表21の項とし、同表19の項の

次に次のように加える。

20	高等看護学院 なぎ看護学校	学生の実習指導等の業務に従事する職員	看護帽	1	24	看護帽、看護衣及び白衣を最初に支給する場合には、基準数量欄中「1」を「2」と読み替えるものとする。
			看護衣	1	12	
			白靴下	3	12	
			白靴	1	12	
			白衣	1	24	
		学生の実習指導等の業務のうち専ら訪問看護・福祉施設実習指導に従事する職員	作業服	1	24	

別表第1の19の項を削り、同表18の項中

作業服	2	24
ゴム長靴	1	24
帽子	2	24

を

雨合羽	2	24
ゴム長靴	1	24
ビニールエプロン	2	12

に改め、同項を同表19の項とし、同表9の項から17の項までを1項ずつ繰り下げ、同表8の項の次に次のように加える。

9	環境生活総務課	和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例（平成17年和歌山県条例第131号）に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	作業服	2	24	
			ゴム長靴	1	12	

別表第2の1の項を次のように改める。

1	本庁及び地方機関	庁内の秩序維持、清掃、雑役及び修繕等の業務に従事する職員	雨合羽		
			ゴム長靴		
		構内の秩序保持の業務に従事する職員	防寒服		
		常時自動二輪車等を使用して巡回指導、調査等の業務に従事する職員	ヘルメット		
		各種災害等の現地調査及び危険物、ガス、火薬等の施設立入検査等の業務に従事する職員	帯電防止防寒服		

別表第2の8の項を次のように改める。

8	環境生活総務課	環境保全に係る検査、調査、測定等の業務に従事する職員	作業服		
			作業靴		
			ヘルメット		
			雨合羽		
			ゴム長靴		

			防寒服	
		温泉法 (昭和 23 年法律第 125 号) の施行に関する業務に従事する職員	作業服 ゴム長靴	
		和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例に基づく立入検査及び現地調査に従事する職員	防寒服 安全靴	

別表第2の17の項中「難病・感染症対策課」を「健康推進課」に改め、同表25の項中

立木又は苗木の  
督等の業務に従

調査及び現場監  
事する職員

安全靴

を

立木又は苗木の調査及び調査、  
測量、現場監督等の業務に従事  
する職員

安全靴  
防寒服

に改め、同表28

の項を削り、同表29の項を同表28の項とし、同表30の項から47の項までを1項ずつ繰り上げ、同表48の項の前に次のように加える。

47	振興局建設部	常に河川、堤防敷、道路等を巡視して、道路、河川等の管理、違反行為等の取締作業の業務に従事する職員	防寒服	
		道路の維持業務及び道路の維持補修用作業車の運転業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	
		特殊自動車の運転手及び運転助手として道路の維持補修用特殊自動車に乗務する職員	防寒服	
		土木工事現場における工事監督等の業務に従事する職員	防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	
		公共事業に要する用地等の取得等のための交渉業務に従事する職員	防寒服	
		県営住宅の維持管理業務に従事する職員	防寒服	
		農道整備事業の現場監督等の業務に従事する職員	防寒服 安全靴 ヘルメット 雨合羽	
		林道事業の調査、測量、現場監督等の業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット 雨合羽 ゴム長靴	
		防災、減災、災害復旧等の業務に従事する職員	ライフジャケット	

別表第2の48の項を削り、同表49の項を同表48の項とし、同表48の項の次に次のように加える。

49	和歌山下津港湾事務所	港湾区域内を巡視して、港湾管理及び違反行為等の取締作業の業務に従事す	防寒服 雨合羽	
----	------------	------------------------------------	------------	--

	る職員	ヘルメット	
	港湾施設の補修等の労務作業の業務に従事する職員	防寒服 ヘルメット	
	工事現場の検査及び監督等の業務に従事する職員	防寒服 安全靴 雨合羽 ヘルメット	
	防災、減災、災害復旧等の業務に従事する職員	ライフジャケット	

別表第2の50の項を削り、同表51の項を同表50の項とし、同表52の項を同表51の項とする。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第23号

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県社会福祉審議会規則の一部を改正する規則

和歌山県社会福祉審議会規則（平成12年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項の表養護保育部会の項中「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改め、同表心身障害児部会の項中「第43条の5」を「第43条の2」に、「児童福祉施設最低基準」を「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

第12条中「、児童福祉専門分科会措置専門部会（児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項を除く。）及び児童福祉専門分科会母子保健部会に係るものについては福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課」を「及び児童福祉専門分科会措置専門部会（児童福祉法第27条第6項に規定する措置に関する事項を除く。）に係るものについては福祉保健部福祉保健政策局子ども未来課において、児童福祉専門分科会母子保健部会に係るものについては福祉保健部健康局健康推進課」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

### 和歌山県規則第24号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県会計職員に関する規則（昭和39年和歌山県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び総務部」を「、総務部」に改め、「管財課」という。）の次に「及び企画部文化国際課（以下「文化国際課」という。）」を加え、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、文化国際課においては文化国際課旅券事務長の職にある職員をもってこれに充てる。

第5条の見出し中「かい」を「かい等」に改め、同条第1項中「かい」の次に「その他の事務所等（別表第1に掲げるものをいう。以下「かい等」という。）」を加え、同条第2項中「かいの」を「かい等の」に、「かい長」を「かい等の長」に改め、同条第4項中「かい」を「かい等」に改める。

第7条中「かい」を「かい等」に改める。

第9条第1項第6号中「定める証紙」の次に「(以下「証紙」という。)」を加える。

第11条の見出し、同条第1項及び第2項各号列記以外の部分中「かい」を「かい等」に改める。

第14条第2項第3号及び第4号中「かい」を「かい等」に改め、同条第4項中「かい」を「かい等」に、「あらたに」を「新たに」に改める。

別表第1農業大学校就農支援センターの項中「所長」を「次長」に改め、同表農林水産総合技術センター(農林水産総合技術センターに設置する機関を除く。)の項及び農林水産総合技術センター分室の項を削り、同表農林水産総合技術センター農業試験場(暖地園芸センターを除く。)の項中「農林水産総合技術センター農業試験場(暖地園芸センターを除く。)」を「農業試験場」に改め、同表農林水産総合技術センター農業試験場暖地園芸センターの項中「農林水産総合技術センター農業試験場暖地園芸センター」を「農業試験場暖地園芸センター」に改め、同表農林水産総合技術センター果樹試験場(かき・もも研究所及びうめ研究所を除く。)の項中「農林水産総合技術センター果樹試験場(かき・もも研究所及びうめ研究所を除く。)」を「果樹試験場」に改め、同表農林水産総合技術センター果樹試験場かき・もも研究所の項中「農林水産総合技術センター果樹試験場かき・もも研究所」を「果樹試験場かき・もも研究所」に改め、同表農林水産総合技術センター果樹試験場うめ研究所の項中「農林水産総合技術センター果樹試験場うめ研究所」を「果樹試験場うめ研究所」に改め、同表農林水産総合技術センター畜産試験場(養鶏研究所を除く。)の項中「農林水産総合技術センター畜産試験場(養鶏研究所を除く。)」を「畜産試験場」に改め、同表農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所の項中「農林水産総合技術センター畜産試験場養鶏研究所」を「畜産試験場養鶏研究所」に改め、同表農林水産総合技術センター林業試験場の項中「農林水産総合技術センター林業試験場」を「林業試験場」に改め、同表農林水産総合技術センター水産試験場の項中「農林水産総合技術センター水産試験場」を「水産試験場」に改める。

別表第2中13の項を14の項とし、6の項から12の項までを1項ずつ繰り下げ、5の項の次に次のように加える。

6 文化国際課の出納員	(1) 文化国際課の証紙売りさばきに伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) つり銭用資金を保管すること。
-------------	----------------------------------------------------------------

別表第2に次のように加える。

15 かいでない事務所等の出納員	(1) 当該かいでない事務所等の所掌事務に伴う現金を直接収納し、及び一時保管すること。 (2) 当該かいでない事務所等の所掌事務に伴う保管有価証券を出納し、及び保管すること。 (3) 当該かいでない事務所等において取り扱う物品を出納し、及び保管すること。
------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別表第4の1の項中「和歌山産業技術専門学院 農林水産総合技術センター」を「和歌山産業技術専門学院」に、「陵雲高等学校」を「陵雲高等学校 きのくに青雲高等学校」に、「紀伊コスモス支援学校」を「紀伊コスモス支援学校 和歌山さくら支援学校」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 和歌山県規則第25号

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県証紙規則の一部を改正する規則

和歌山県証紙規則 (昭和39年和歌山県規則第29号) の一部を次のように改正する。  
別表第2の2の項中「高等学校 (」の次に「きのくに青雲高等学校及び」を加える。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

#### 和歌山県規則第26号

和歌山県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県財務規則の一部を改正する規則

和歌山県財務規則 (昭和63年和歌山県規則第28号) の一部を次のように改正する。

第28条中第5項を第6項とし、同条第4項中「前項」を「第3項」に、「払い込み」を「払込み」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項本文の規定にかかわらず、会計管理者が特に必要と認めた場合は、払込みの期限を延期することができる。

第57条中「4月20日限り」を「会計管理者が別に定める日まで」に改め、同条ただし書を削る。

第90条第1項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 主務大臣が認可した契約約款に基づく保険の契約を締結しようとするとき。

別表第1の1の項中「産業技術専門学院 農林水産総合技術センター」を「産業技術専門学院」に改める。

別表第2の18の部を次のように改める。

18 備品購入費	単価契約によるもの	支出の決定をするとき。	支出しようとする額	
	その他の物品購入費	契約を締結するとき。	契約金額	見積書及び契約書案

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。